

令和7年度
赤穂市使用料手数料等審議会
(参 考 資 料)

赤 穂 市

目 次

I 赤穂市の財政状況

1 一般会計の状況

(1) 歳入	2
(2) 歳出	3
(3) 財政構造の推移	4

II 見直し対象使用料の概要

III 施設の使用状況等

1 建物施設の物理的使用

(1) 文化会館	6
(2) 市民総合体育館	10
(3) 城南緑地運動施設	14
(4) 海浜スポーツセンター	19
(5) 加里屋まちづくり会館	22

2 施設とサービスの一体使用

(1) 葬儀施設等	25
-----------	----

IV 物価の推移

I 赤穂市の財政状況

1 一般会計の状況

(1) 歳入

(単位 千円、%)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度(予定)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1 市税	8,442,795	35.5	8,378,604	39.5	8,295,363	31.6	8,115,138	32.4	8,389,250	34.2	8,264,963	35.3	8,258,405	30.0
2 地方譲与税	163,531	0.7	164,772	0.8	166,556	0.6	169,017	0.7	168,411	0.7	169,795	0.7	159,603	0.6
3 利子割交付金	12,503	0.0	6,382	0.0	6,707	0.0	5,332	0.0	3,409	0.0	3,153	0.0	4,338	0.0
4 配当割交付金	37,411	0.2	41,289	0.2	37,576	0.1	53,946	0.2	50,439	0.2	57,766	0.3	77,294	0.3
5 株式等譲渡所得割交付金	29,503	0.1	22,039	0.1	43,379	0.2	63,670	0.3	35,964	0.2	61,616	0.3	101,827	0.4
6 法人事業税交付金					53,508	0.2	93,110	0.4	103,250	0.4	94,738	0.4	101,136	0.4
7 地方消費税交付金	843,224	3.5	811,951	3.8	991,529	3.8	1,070,222	4.3	1,086,502	4.4	1,072,809	4.6	1,125,193	4.1
8 ゴルフ場利用税交付金	14,489	0.1	14,146	0.1	14,566	0.1	15,298	0.1	15,459	0.1	14,115	0.1	13,123	0.0
9 自動車取得税交付金	72,123	0.3	33,896	0.2					477	0.0	1,752	0.0		
10 環境性能割交付金			9,546	0.0	19,351	0.1	24,398	0.1	30,641	0.1	31,893	0.1	35,136	0.1
11 地方特例交付金	38,233	0.2	137,134	0.6	55,730	0.2	131,958	0.5	57,695	0.2	58,489	0.3	252,569	0.9
12 地方交付税	3,254,534	13.7	3,263,445	15.4	3,563,286	13.5	4,290,455	17.1	4,418,166	18.0	4,548,290	19.4	4,836,402	17.5
うち特別交付税	571,879	2.4	562,971	2.7	502,253	1.9	523,639	2.1	548,736	2.2	551,975	2.4	548,062	2.0
13 交通安全対策特別交付金	7,931	0.0	7,694	0.0	8,003	0.0	7,795	0.0	6,561	0.0	5,318	0.0	5,386	0.0
14 分担金及び負担金	72,236	0.3	73,635	0.3	68,267	0.3	65,802	0.3	63,904	0.3	62,409	0.3	55,241	0.2
15 使用料	364,733	1.5	341,006	1.6	286,954	1.1	297,703	1.2	303,309	1.2	293,774	1.3	280,078	1.0
手数料	31,774	0.2	32,038	0.2	30,640	0.1	30,274	0.1	28,691	0.2	30,454	0.1	27,491	0.1
16 国庫支出金	2,277,356	9.6	2,240,325	10.6	7,733,019	29.4	4,155,004	16.6	3,489,825	14.2	2,996,557	12.8	3,433,597	12.5
17 県支出金	1,154,617	4.9	1,180,668	5.6	1,228,461	4.7	1,463,986	5.8	1,774,904	7.2	1,265,369	5.4	1,262,344	4.6
18 財産収入	61,457	0.3	57,538	0.3	60,157	0.2	76,999	0.3	52,953	0.2	101,295	0.4	62,422	0.2
19 寄付金	83,215	0.3	84,851	0.4	238,563	0.9	372,719	1.5	529,955	2.2	348,291	1.5	440,609	1.6
20 繰入金	953,046	4.0	458,394	2.2	114,773	0.4	221,253	0.9	766,478	3.1	399,802	1.7	780,445	2.8
21 繰越金	143,555	0.6	93,950	0.4	97,838	0.4	383,347	1.5	772,135	3.2	628,057	2.7	420,775	1.5
22 諸収入	741,337	3.1	829,353	3.9	747,031	2.8	661,237	2.6	769,705	3.1	704,492	3.0	815,153	3.0
23 市債	4,953,400	20.9	2,935,882	13.8	2,441,428	9.3	3,285,615	13.1	1,614,452	6.6	2,181,971	9.3	5,024,693	18.2
合 計 A	23,753,003	100.0	21,218,538	100.0	26,302,685	100.0	25,054,278	100.0	24,532,535	100.0	23,397,168	100.0	27,573,260	100.0

(2) 歳出

区 分	年 度	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			(単位 千円、%) 令和6年度 (予定)		
		金額	構成比		金額	構成比		金額	構成比		金額	構成比		金額	構成比		金額	構成比		金額	構成比	
1 消費的経費		11,642,438	49.2		11,627,521	55.0		17,145,114	66.1		14,036,823	57.9		14,182,691	59.3		13,473,488	58.6		14,602,356	53.4	
(1) 人件費		4,000,439	16.9		3,846,900	18.2		4,429,841	17.1		4,565,660	18.8		4,692,794	19.6		4,789,857	20.8		5,026,438	18.4	
(2) 物件費		2,563,805	10.8		2,666,018	12.6		2,531,147	9.8		2,902,484	12.0		2,909,427	12.2		2,413,028	10.5		2,630,382	9.6	
(3) 維持補修費		186,007	0.8		192,323	0.9		184,604	0.7		175,807	0.7		176,614	0.7		181,592	0.8		175,278	0.6	
(4) 扶助費		3,144,900	13.3		3,244,387	15.4		3,298,374	12.7		3,825,301	15.8		3,185,264	13.3		3,262,403	14.2		3,411,957	12.5	
(5) 補助費等		1,747,287	7.4		1,677,893	7.9		6,701,148	25.8		2,567,571	10.6		3,218,592	13.5		2,826,608	12.3		3,358,301	12.3	
2 投資的経費		3,096,849	13.1		3,021,721	14.3		2,098,764	8.1		2,076,799	8.6		1,790,209	7.5		2,398,586	10.4		5,171,031	18.9	
(1) 普通建設事業		3,096,849	13.1		3,021,721	14.3		2,098,764	8.1		2,076,799	8.6		1,790,209	7.5		2,398,586	10.4		5,171,031	18.9	
ア 補助事業		1,433,102	6.0		1,290,502	6.1		629,595	2.4		729,180	3.0		696,493	2.9		670,815	2.9		1,157,593	4.2	
イ 単独事業		1,622,837	6.9		1,681,512	8.0		1,421,646	5.5		1,276,472	5.3		1,017,960	4.3		1,606,914	7.0		3,899,557	14.3	
ウ 県営事業負担金		40,910	0.2		49,707	0.2		47,523	0.2		71,147	0.3		75,756	0.3		109,615	0.5		113,881	0.4	
(2) 災害復旧事業																	11,242	0.0				
ア 補助事業																	11,242	0.0				
3 その他		8,919,766	37.7		6,471,458	30.7		6,675,460	25.8		8,168,521	33.5		7,931,578	33.2		7,104,319	31.0		7,552,183	27.7	
(1) 繰出金		1,766,695	7.5		1,804,959	8.5		1,848,492	7.1		1,932,962	7.9		1,934,869	8.1		1,977,405	8.6		2,008,972	7.4	
(2) 投資及び出資金		1,470,950	6.2		1,533,775	7.3		1,328,081	5.1		1,386,908	5.7		1,367,923	5.7		1,029,073	4.5		1,006,170	3.7	
(3) 貸付金		157,000	0.6		154,000	0.7		118,000	0.5		80,000	0.3		91,000	0.4		88,000	0.4		90,000	0.3	
(4) 積立金		160,605	0.7		117,303	0.6		435,152	1.7		787,494	3.2		1,258,281	5.3		845,078	3.7		706,344	2.6	
(5) 公債費		5,364,516	22.7		2,861,421	13.6		2,945,735	11.4		3,981,157	16.4		3,279,505	13.7		3,164,763	13.8		3,740,697	13.7	
4 予備費																						
合 計 B		23,659,053	100.0		21,120,700	100.0		25,919,338	100.0		24,282,143	100.0		23,904,478	100.0		22,976,393	100.0		27,325,570	100.0	

区 分	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
形式収支 C=(A-B)	93,950	△ 34.6	97,838	4.1	383,347	291.8	772,135	101.4	628,057	△ 18.7	420,775	△ 33.0	247,690	△ 41.1	247,690	△ 41.1
翌年度繰越財源 D	38,015	5,401.4	9,900	△ 74.0	95,799	867.7	40,641	△ 57.6	34,767	△ 14.5	84,541	143.2	161,241	90.7	161,241	90.7
実質収支 E=(C-D)	55,935	△ 60.8	87,938	57.2	287,548	227.0	731,494	154.4	593,290	△ 18.9	336,234	△ 43.3	86,449	△ 74.3	86,449	△ 74.3
単年度収支 F	△ 86,929	△ 424.3	32,003	△ 136.8	199,610	523.7	443,946	122.4	△ 138,204	△ 131.1	△ 257,056	△ 86.0	△ 249,785	2.8	△ 249,785	2.8
財政調整基金積立 地方債繰上償還 G	368,426	10,499.1	2,290	△ 99.4	146,740	6,307.9	268,577	83.0	704,515	162.3	233,671	△ 66.8	106,505	△ 54.4	106,505	△ 54.4
財政調整基金取崩 H	765,200	皆増	400,000	△ 47.7	0	皆減	0	—	0	—	0	—	250,000	皆増	250,000	皆増
実質単年度収支 (F+G-H)	△ 483,703	△ 1,697.2	△ 365,707	△ 24.4	346,350	△ 194.7	712,523	105.7	566,311	△ 20.5	△ 23,385	△ 104.1	△ 393,280	△ 1,581.8	△ 393,280	△ 1,581.8

※ 単年度収支 = 当年度の実質収支 - 前年度の実質収支

(3) 財政構造の推移

区 分	年 度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度(予定)	
		前年比	%	前年比	%	前年比	%	前年比	%	前年比	%	前年比	%	前年比	%
標準財政規模(千円)		12,313,943	△ 0.3	12,296,473	△ 0.1	12,831,591	4.4	13,521,055	5.4	13,228,596	△ 2.2	13,294,665	0.5	13,524,479	1.7
財政力指数 (3か年平均)		0.72		0.72		0.71		0.68		0.66		0.64		0.64	
経常収支比率(%)		86.4 (80.7)		85.9 (80.6)		82.5 (77.3)		79.4 (74.9)		79.6 (77.8)		80.8 (80.0)		78.9 (78.6)	
一般財源(千円)		14,942,137	6.0	14,366,478	△ 3.9	14,413,101	0.3	15,488,004	7.5	16,171,790	4.4	15,395,677	△ 4.8	15,933,638	3.5
経常一般財源(千円)		11,654,268	1.4	11,652,177	△ 0.0	12,080,948	3.7	12,844,147	6.3	13,148,776	2.4	13,174,336	0.2	13,741,003	4.3
一般会計公債残高(千円)		30,183,207	△ 0.8	30,395,595	0.7	30,010,545	△ 1.3	29,413,822	△ 2.0	27,835,577	△ 5.4	26,934,937	△ 3.2	28,303,215	5.1
基金残高(現金) うち財政調整基金残高	(千円)	3,550,950 1,705,850	△ 16.6 △ 28.8	2,834,632 1,336,140	△ 20.2 △ 21.7	3,176,897 1,526,880	12.1 14.3	3,763,648 1,939,458	18.5 27.0	4,276,909 2,656,973	13.6 37.0	4,743,705 3,151,743	10.9 18.6	4,691,412 3,163,948	△ 1.1 0.4
実質公債費比率 (3か年平均)	(%)	10.1		10.4		10.4		9.7		9.9		9.5		8.9	
将来負担比率(%)	(%)	128.3		129.4		110.9		92.8		80.1		60.0		66.7	
決算額に対する 義務的経費の割合	(%)	40.5		45.1		37.7		40.8		42.2		44.5		38.4	

※ () は、臨時財政対策債を経常一般財源に含む。

Ⅱ 見直し対象使用料の概要

No	施設使用料	担当課	建設年	管理区分	現行料金 適用年月日	R5年度 収入額 (円)	備考
1	文化会館使用料	生涯学習課	平成 4年	指定管理 (非公募)	H18. 4. 1	25, 854, 750	大ホール、小ホール、リハーサル室、練習室、展示室、学習室、和室
2	市民総合体育館使用料	スポーツ推進課	昭和56年	指定管理 (公募)	H18. 4. 1	8, 257, 330	体育館、武道館、室内プール
3	城南緑地運動施設使用料	公園街路課	昭和49年	指定管理 (公募)	H18. 4. 1	365, 580	団体使用料 (野球場、陸上競技場、テニスコート)
						84, 250	個人使用料 (陸上競技場、テニスコート)
						1, 131, 900	設備使用料 (野球場、陸上競技場、テニスコート)
4	海浜スポーツセンター使用料	公園街路課	平成27年	指定管理 (公募)	H27. 5. 9	6, 956, 500	人工芝多目的グラウンド
5	加里屋まちづくり会館利用料	商工課	平成14年	指定管理 (非公募)	H16. 4. 1	1, 814, 400	多目的室、会議室
6	葬儀施設等使用料	美化センター	昭和63年	直営	H21. 4. 1	5, 788, 300	火葬場
						38, 000	産汚物の焼却
						2, 261, 000	動物の焼却

Ⅲ 施設の使用状況等

1 建物施設の物理的使用

(1) 文化会館

ア 使用状況

単位：日、件、人

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
大ホール	日 数	133	132	78	53	52	68	68
	件 数	225	226	93	97	106	144	150
	入場者数	39,487	30,906	4,540	9,204	14,188	22,502	27,910
小ホール	日 数	139	136	33	65	99	102	107
	件 数	309	292	61	141	216	232	234
	入場者数	26,696	24,889	2,767	9,513	13,442	15,271	17,007
リハーサル室	日 数	247	227	164	197	175	179	194
	件 数	439	391	243	284	299	297	296
	入場者数	11,953	10,880	5,829	6,059	6,250	6,192	7,008
練習室第1	日 数	226	247	178	206	182	205	207
	件 数	445	480	336	356	337	397	366
	入場者数	7,242	6,101	2,697	2,487	2,239	3,019	2,956
練習室第2	日 数	283	269	186	249	256	270	267
	件 数	582	554	358	435	483	490	482
	入場者数	5,758	4,837	2,314	2,595	2,883	3,204	3,047
展示室	日 数	136	112	56	99	94	103	101
	件 数	340	279	138	243	234	249	243
	入場者数	12,707	9,321	2,404	8,587	7,013	7,751	6,505
学習室	日 数	147	148	72	95	118	112	108
	件 数	273	266	123	152	207	196	189
	入場者数	9,209	6,672	2,171	2,607	3,712	4,573	3,981
和室	日 数	140	136	108	145	133	90	68
	件 数	219	229	171	207	178	125	89
	入場者数	1,249	1,144	659	800	678	534	377
合計	日 数	1,451	1,407	875	1,109	1,109	1,129	1,120
	件 数	2,832	2,717	1,523	1,915	2,060	2,130	2,049
	入場者数	114,301	94,750	23,381	41,852	50,405	63,046	68,791

イ 現行使用料（条例関係部分抜粋）H18.4.1～

（単位 円）

使用時間区分 施設の名称			基本使用料					
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
			9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで
大ホール	平日		36,900	48,700	72,500	85,600	121,200	158,100
	土曜日、 日曜日及 び休日		47,500	62,900	93,800	110,400	156,700	204,200
小ホール	平日		11,900	15,400	22,600	27,300	38,000	49,900
	土曜日、 日曜日及 び休日		15,400	20,200	29,700	35,600	49,900	65,300
リハーサル室			2,600	3,400	5,300	6,000	8,700	11,300
練習室	第1		1,200	1,700	2,400	2,900	4,100	5,300
	第2		1,000	1,300	1,900	2,300	3,200	4,200
展示室			3,500	4,700	7,200	8,200	11,900	15,400
学習室			3,300	4,400	6,500	7,700	10,900	14,200
和室			900	1,100	1,500	2,000	2,600	3,500
楽屋	大ホール	第1	1,000	1,300	2,000	2,300	3,300	4,300
		第2	800	1,000	1,400	1,800	2,400	3,200
		第3	800	1,000	1,400	1,800	2,400	3,200
		第4	1,300	1,700	2,500	3,000	4,200	5,500
		第5	1,500	2,000	3,000	3,500	5,000	6,500
	小ホール	第6	1,200	1,700	2,500	2,900	4,200	5,400
		第7	400	600	900	1,000	1,500	1,900
		第8	400	600	900	1,000	1,500	1,900

備考

- 1 本表において「平日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日以外の日をいう。
- 2 大ホール及び小ホール並びに展示室を使用する場合で入場料（入場料、会費、会場整理券等の入場することに関し徴収される入場の対価、その他これに類するものをいう。以下同じ。）を徴収する使用時間区分の使用料は、基本使用料に次の割合を乗じて得た額を加算する。入場料の額（入場料の金額につき2種以上の異なる定めがあるときは、その最高額をもって入場料の額とする。）が、規則で定める額を超える場合 10割
- 3 大ホール及び小ホールを次の各号の目的に使用する場合の使用料は、基本使用料に各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) ホールの舞台のみを練習のため使用するとき。 3割

(2) ホールをリハーサル又は準備のために使用するとき。 5割

- 4 施設を商品の展示又は展示即売に使用するときの使用料は、市内に住所を有するもの（法人又は団体の所在地が市内にあるものを含む。）が使用するとき、基本使用料に5割を乗じて得た額を加算し、市内に住所を有しないもの（法人又は団体の所在地が市内に有しないものを含む。）が使用するとき、基本使用料に10割を乗じて得た額を加算する。
- 5 冷暖房を使用するときの使用料は、基本使用料に3割を乗じて得た額を加算する。
- 6 使用許可時間の延長又は繰上げは、それぞれ1時間を限度とし、30分以上1時間以内の延長又は繰上げがあつたときは、1時間当たりの基本使用料（冷暖房割増加算後の額とする。）に3割を乗じて得た額を加算する。
- 7 前項までの使用料算定において10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

近隣施設等使用時間(終日)

開館日	相生市文化会館 なぎさホール		たつの市総合文化会館 赤とんぼ文化ホール		たつの市総合文化会館 アカアホール		太子町文化会館 あすかホール		姫路市市民会館		綾羅市文化コンベンションセンター アクリエひめじ		備前市市民センター		他市会館平均		赤瀬市文化会館 ハーモニーホール
	面積等	金額	面積等	金額	面積等	金額	面積等	金額	面積等	金額	面積等	金額	面積等	金額	面積等	金額	
大ホール	平日		1,100席	71,300 65円/席			800席	52,800 66円/席	800席	57,900 72円/席	2,010席	302,000 150円/席	790席	46,760 59円/席	1,100席	106,152 83円/席	158,100 135円/席
	休日			85,600 78円/席		66,000 83円/席										70,600 88円/席	
小ホール	平日	55,000 91円/席	342席	30,200 88円/席	490席	39,400 80円/席	300席	16,800 56円/席			693席	118,000 170円/席			445席	51,880 97円/席	49,900 116円/席
	休日	602席		36,400 106円/席		47,200 96円/席		21,000 70円/席								141,600 204円/席	61,550 119円/席
展示室			127㎡	8,300 65円/㎡	101㎡	7,000 69円/㎡	191㎡	13,900 73円/㎡							140㎡	9,733 69円/㎡	15,400 87円/㎡
学習室					67㎡	5,000 75円/㎡	161㎡	14,800 92円/㎡					148㎡	10,560 71円/㎡	125㎡	10,120 79円/㎡	14,200 91円/㎡
和室		10畳					28畳	4,900 175円/畳					21円/㎡	6,000 288円/畳	20人	4,833 274円/畳	3,500 292円/畳
リハーサル室			159㎡	10,700 67円/㎡	97㎡	7,200 75円/㎡	82㎡	8,200 100円/㎡					134㎡	9,000 67円/㎡	118㎡	8,775 77円/㎡	11,300 88円/㎡
練習室（１）		40㎡													40㎡	6,000 150円/㎡	5,300 93円/㎡
練習室（２）		29㎡													29㎡	4,200 145円/㎡	4,200 89円/㎡
大ホール楽屋１		15人	5人	1,700 63円/㎡											10人	2,100 78円/㎡	4,300 165円/㎡
大ホール楽屋２		15人	27㎡	63円/㎡		2,000 87円/㎡									27㎡	26㎡	26㎡
大ホール楽屋３		25㎡			23㎡										15人	2,100 87円/㎡	3,200 133円/㎡
大ホール楽屋４			12人	3,000 65円/㎡											24㎡		133円/㎡
大ホール楽屋５			46㎡												6人		3,200 133円/㎡
小ホール楽屋６			10人	2,400 63円/㎡		2,500 71円/㎡				15人	4,300 117円/㎡				14人	3,650 91円/㎡	5,500 120円/㎡
小ホール楽屋７		9人	38㎡	1,600 73円/㎡	35㎡	1,100 85円/㎡	5人	900 67円/㎡		37㎡					37㎡	2,450 67円/㎡	5,400 126円/㎡
小ホール楽屋８		19㎡	4人	1,600 48円/㎡	13㎡		13㎡								6人	1,325 78円/㎡	1,900 112円/㎡
			22㎡												17㎡		112円/㎡
			4				5	900 63円/㎡							5人	1,250 56円/㎡	1,900 112円/㎡
			33㎡				14人								24㎡		17㎡
冷暖房		基本使用料の５割	基本使用料の５割	基本使用料の５割	基本使用料の５割	基本使用料の５割	基本使用料の５割	基本使用料の５割	基本使用料の５割	基本使用料の５割	基本使用料の５割	基本使用料の５割	基本使用料の５割	基本使用料の５割	基本使用料の５割	基本使用料の５割	基本使用料の３割
開館日		H28.4.1	H9.4.1	H13.5.1	H5.11.23	S51.3.3	R3.9.1	S56.4.1	H4.5.28								

(2) 市民総合体育館

ア 使用状況

単位：人

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
体育館	競技場	24,718	29,811	5,443	10,598	23,662	26,412	28,487
	うち有料者数	442	1,319	525	1,267	8,598	10,185	11,287
	有料割合	1.8%	4.4%	9.6%	12.0%	36.3%	38.6%	39.6%
	副競技場	20,637	19,112	3,674	7,625	13,618	14,526	19,213
	うち有料者数	2,368	2,985	2,585	3,428	4,668	5,402	7,208
	有料割合	11.5%	15.6%	70.4%	45.0%	34.3%	37.2%	37.5%
	トレーニング室	35,910	31,881	23,781	26,595	29,956	37,391	38,759
	うち有料者数	34,560	31,821	23,781	26,195	26,956	34,491	35,759
	有料割合	96.2%	99.8%	100.0%	98.5%	90.0%	92.2%	92.3%
	卓球室	9,433	8,232	6,504	9,472	14,993	10,916	12,376
	うち有料者数	8,529	7,572	6,354	7,622	7,953	7,566	7,896
	有料割合	90.4%	92.0%	97.7%	80.5%	53.0%	69.3%	63.8%
	第1会議室	1,846	2,866	1,596	2,939	11,142	11,997	14,792
	うち有料者数	547	656	436	720	2,137	2,665	2,747
	有料割合	29.6%	22.9%	27.3%	24.5%	19.2%	22.2%	18.6%
	第2会議室	994	1,773	1,159	1,523	7,564	4,618	10,381
	うち有料者数	177	461	485	366	720	310	220
	有料割合	17.8%	26.0%	41.8%	24.0%	9.5%	6.7%	2.1%
武道館	小計	93,538	93,675	42,157	58,752	100,935	105,860	124,008
	うち有料者数	46,623	44,814	34,166	39,598	51,032	60,619	65,117
	有料割合	49.8%	47.8%	81.0%	67.4%	50.6%	57.3%	52.5%
	第1武道場	15,266	15,147	2,566	3,872	11,422	9,210	10,697
	うち有料者数	828	1,107	393	824	861	903	1,679
	有料割合	5.4%	7.3%	15.3%	21.3%	7.5%	9.8%	15.7%
	第2武道場	15,222	16,202	4,694	5,938	12,771	9,399	10,581
	うち有料者数	238	592	484	555	954	395	566
	有料割合	1.6%	3.7%	10.3%	9.3%	7.5%	4.2%	5.3%
	第3武道場	15,240	13,504	1,441	2,783	10,568	9,140	12,471
	うち有料者数	2,332	2,713	1,311	1,423	2,458	2,700	2,446
	有料割合	15.3%	20.1%	91.0%	51.1%	23.3%	29.5%	19.6%
	第4武道場	14,551	11,887	1,144	2,556	11,077	10,423	12,645
	うち有料者数	1,821	2,092	1,004	872	3,177	4,258	3,235
	有料割合	12.5%	17.6%	87.8%	34.1%	28.7%	40.9%	25.6%
	弓道場	6,296	7,750	6,092	4,747	4,511	4,589	4,220
	うち有料者数	1,194	1,385	952	937	1,041	1,049	967
	有料割合	19.0%	17.9%	15.6%	19.7%	23.1%	22.9%	22.9%
プール	小計	66,575	64,490	15,937	19,896	50,349	42,761	50,614
	うち有料者数	6,413	7,889	4,144	4,611	8,491	9,305	8,893
	有料割合	9.6%	12.2%	26.0%	23.2%	16.9%	21.8%	17.6%
プール	室内プール	65,954	75,021	67,378	69,830	58,842	72,433	69,948
	うち有料者数	62,999	71,972	65,531	67,542	55,252	69,327	67,321
	有料割合	95.5%	95.9%	97.3%	96.7%	93.9%	95.7%	96.2%
合計	合計	226,067	233,186	125,472	148,478	210,126	221,054	244,570
	うち有料者数	116,035	124,675	103,841	111,751	114,775	139,251	141,331
	有料割合	51.3%	53.5%	82.8%	75.3%	54.6%	63.0%	57.8%

イ 現行使用料（条例関係部分抜粋）H18.4.1～

1 専用使用料

区分			基本使用料			
時間区分 室名			午前	午後	夜間	全日
			9：00～ 12：00	13：00～ 17：00	18：00～ 21：00	9：00～ 21：00
体育館	競技場	全面	円 8,300	円 10,800	円 15,400	円 34,500
		半面	4,100	5,500	7,700	17,300
		3分の1面	2,800	3,600	5,100	11,500
	副競技場		2,800	3,600	5,100	11,500
	トレーニング室		1,500	2,100	2,500	6,100
	卓球室		1,000	1,300	1,700	4,000
	第1会議室		700	1,000	1,500	3,200
	第2会議室		400	600	900	1,900
	武道館	第1武道場（剣道場）		1,300	1,800	2,400
第2武道場（柔道場）		1,300	1,800	2,400	5,500	
第3武道場		800	1,100	1,300	3,200	
第4武道場		800	1,100	1,300	3,200	
弓道場		600	900	1,000	2,500	
室内プール			1時間 6,800円			

（付記）

- (1) 冷暖房使用料は、当該使用区分に係る基本使用料の10割の額を加算する。ただし、競技場の冷暖房使用料は、当該使用区分にかかわらず、全面使用の場合の冷暖房使用料を加算する。
- (2) 使用者がスポーツ以外の目的で使用する場合は、市内に住所を有するもの（法人又は団体の所在地が市内にあるものを含む。以下「市内居住者」という。）が使用するときは、当該基本使用料及び冷暖房を使用する場合は当該冷暖房使用料を加算した額の10割の額を加算し、市内に住所を有しないもの（法人又は団体の所在地が市内に有しないものを含む。以下「市外居住者」という。）が使用するときは、20割の額を加算する。
- (3) 使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合は、当該基本使用料及び冷暖房を使用する場合は、当該冷暖房使用料を加算した額の5倍の額とする。
- (4) 使用者が営利を目的として使用する場合は、当該基本使用料及び冷暖房を使用する場合は、当該冷暖房使用料を加算した額の10倍の額とする。
- (5) 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、17時までは午後の使用料を、17時以降は夜間の使用料を基本とし、それぞれ1時間当たりの算出料金を加算する。ただし、この場合、30分以上は1時間とみなす。

- (6) 第2号に規定する場合を除き、市外居住者が使用する場合は、基本使用料の5割の額を加算し、これを基本使用料とみなす。
- (7) 姫路市、相生市、たつの市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町及び備前市に住所を有するものが使用する場合は、市内居住者とみなす。
- (8) 前項までの使用料算定において10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- (9) 特別に電気、ガス、水道、その他設備を使用するときは、実費を徴する。

2 個人使用料

(1) 体育館・武道館

種別 \ 時間区分	午前	午後	夜間
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00
一般（高校生以上）	円 150	円 150	円 230
高齢者・身体障害者・知的障害者・精神障害者	70	70	100
児童生徒	70	70	100

(2) 室内プール

種別 \ 区分	市内	市外
大人（高校生以上）	1人1回（2時間以内） 600円	1人1回（2時間以内） 900円
	年間定期使用 1人1年間（1回2時間以内）12,000円	
小人（中学生以下）	1人1回（2時間以内） 220円	1人1回（2時間以内） 330円

(付記)

- (1) 高齢者とは65歳以上の者をいう。身体障害者とは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に定める者をいう。知的障害者とは、知的障害者福祉法施行令（昭和35年政令第103号）第1条に定める判定書の交付を受けた者をいう。精神障害者とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。
- (2) 市外居住者が使用する場合は、5割の額を加算する。（室内プールを使用する場合を除く。）
- (3) 姫路市、相生市、たつの市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町及び備前市に住所を有するものが使用する場合は、市内居住者とみなす。
- (4) 使用料算定において10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- (5) 室内プールを年間定期使用する場合の年間定期利用券の有効期間は、購入日より1年間とする。

近隣市町体育施設使用料比較表

施設名	赤穂市			たつの市					相生市			
	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～21:00	9:00～11:00	11:00～13:00	13:00～17:00	17:00～20:00	20:00～21:00	午前 9:00～12:00	午後 12:00～15:00	午後 15:00～18:00	夜間 18:00～21:00
競技場	8,300	10,800	15,400	2,800	1,400	2,800	2,200	4,400	2,500	2,500	2,500	5,000
卓球場	1,000	1,300	1,700	2,000	1,000	2,000	1,400	2,800	-	-	-	-
剣道場	1,300	1,800	2,400	1,000	500	1,000	700	1,400	750	750	750	1,500
柔道場	1,300	1,800	2,400	1,000	500	1,000	700	1,400	750	750	750	1,500
弓道場	600	900	1,000	-	-	-	-	-	750	750	750	1,500
会議室	700	1,000	1,500	500	250	500	350	700	900	900	900	1,800
温水プール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

* たつの市、相生市の温水プールは個人使用のみ設定

たつの市 (小人:300円、大人:600円、2時間30分以内)

相生市 (小人:330円、大人:550円、2時間以内)

赤穂市 (小人:220円、大人:600円、2時間以内)

施設名	上郡町	
	午前 9:00~18:00	午後 18:00~22:00
競技場	2,000	2,400
卓球場	800	1,000
剣道場	600	900
柔道場	500	700
弓道場	-	-
会議室	400	500
温水プール	1,000	1,000

1時間あたり料金

(3) 城南緑地運動施設

ア 使用状況

単位：件、人

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
野球場	件数	231	224	149	221	283	326	326
	人数	31,112	35,567	16,956	20,172	24,262	20,445	24,007
	うち有料者数	892	1,264	926	577	813	2,128	3,109
	有料割合	2.9%	3.6%	5.5%	2.9%	3.4%	10.4%	13.0%
陸上競技場	件数	111	111	23	94	41	29	29
	人数	21,668	23,698	3,049	3,830	6,492	5,756	5,748
	うち有料者数	1,082	990	659	656	1,033	1,396	1,107
	有料割合	5.0%	4.2%	21.6%	17.1%	15.9%	24.3%	19.3%
テニスコート	件数	206	260	186	306	192	187	187
	人数	4,074	4,274	3,131	3,354	4,643	5,329	4,912
	うち有料者数	346	325	294	473	499	610	436
	有料割合	8.5%	7.6%	9.4%	14.1%	10.7%	11.4%	8.9%
合計	件数	548	595	358	621	516	542	542
	人数	56,854	63,539	23,136	27,356	35,397	31,530	34,667
	うち有料者数	2,320	2,579	1,879	1,706	2,345	4,134	4,652
	有料割合	4.1%	4.1%	8.1%	6.2%	6.6%	13.1%	13.4%

イ 現行使用料（条例関係部分抜粋）H18.4.1～

(1) 団体使用料

施設名	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00
野球場	1,500円	2,000円	2,000円	3,500円	4,000円	5,500円
陸上競技場	1,500円	2,000円	—	3,500円	—	—
テニスコート (1面につき)	450円	700円	—	1,000円	—	—

備考

- 1 各区分における使用時間については、季節により、又はその他必要がある場合市長が別に定めることができる。
- 2 使用者がスポーツ以外の目的で使用する場合は、市内に所在地があるものが使用するときは、当該基本使用料の10割の額を加算し、市内に所在地を有しないものが使用するときは、当該基本使用料の20割の額を加算する。
- 3 使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合は、当該基本使用料の5倍の額とする。
- 4 使用者が営利を目的として使用する場合は、当該基本使用料の10倍の額とする。

(2) 個人使用料

施設名	区分	金額
陸上競技場	一般	入場1回につき 150円
	学生	〃 70円
テニスコート		1面1時間につき 300円

(3) 設備使用料

施設名 使用区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00
野球場						
本部室	600円	700円	700円	1,300円	1,400円	2,000円
審判控室	300円	400円	400円	700円	800円	1,100円
会議室	400円	600円	600円	1,000円	1,200円	1,600円
更衣室	1室につき 300円	1室につき 400円	1室につき 400円	1室につき 700円	1室につき 800円	1室につき 1,100円

放送室（放送設備・スコアボード設備含む）	2,300円	2,400円	2,400円	2,600円	2,800円	3,000円
陸上競技場 放送室（放送設備含む）	1,400円	1,500円	—	1,900円	—	—
テニスコート 放送設備	1日につき1,000円					
野球場 照明施設	1時間につき2,000円					

運動施設使用料

市町名	野 球 場	陸 上 競 技 場	テニスコート
赤穂城南緑地運動施設の使用条例			
赤穂市	参照条例		
	団体	午前 午後 夜間 全日 1,500円 2,000円 2,000円 5,500円	午前 午後 夜間 全日 450円 700円 — —
	個人	— — — —	1面 1時間につき300円
上郡スポーツセンターの設置及び管理運営に関する条例			
上郡町	参照条例		
	団体	9:00～18:00 18:00～22:00 全日 — — — 全日	9:00～18:00 18:00～22:00 全日
	個人	1時間につき500円	1面 1時間につき400円 (※照明施設 1面 1時間につき600円)
備前市都市公園条例			
備前市	参照条例		
	団体	9時～17時 17時～21時 全日 一般 1時間につき750円	一般 1時間につき450円
	個人	高校以下 1時間につき370円	高校以下 1面1時間につき370円
姫路市体育施設条例			
姫路市	参照条例		
	団体	1面 1時間につき400円～3,000円 (午前9時～午後5時まで)	1面 1時間につき500円 (午前9時～午後5時まで)
	個人	1面 1時間につき400円～3,600円 (午後5時～午後9時まで)	1面 1時間につき600円 (午後5時～午後9時まで)

※赤穂市の運動施設の使用時間帯は、午前 (9:00～12:00)、午後 (13:00～17:00)、夜間 (18:00～22:00) に分かれている。

※姫路市の野球場の使用料は、①姫路市立球技スポーツセンター、②姫路市立姫路球技場、③姫路市立豊富球場、④姫路市立中島・灘浜・白浜新開野球場を参考に算出。

■兵庫県内野球場施設調査

	球場名	市町名	使用料					ナイター 使用料
			午前	午後	夜間	午前・午後	全日	
本市	赤穂トラストホープ球場	赤穂市	1,500円	2,000円	2,000円	3,500円	5,500円	2,000円/1h
1	ベイコム野球場	尼崎市	平日 3,600円/1h、土日・祝 4,320円/1h ※夜間照明 1,300円/0.5h					
2	ウインク姫路	姫路市	9時～17時 3,800円/1h 17時～21時 4,560円/1h ※土日・祝日2割増し 別添え資料を参照					
3	高砂市野球場	高砂市	午前(8:30～12:30)6,400円 午後(13:00～17:00)6,400円 ※時間外1,920円					
4	あじさいスタジアム北神戸	神戸市	平日 7,400円/2h、土日・祝 8,600円/2h ※夜間照明 6,000円/0.5h					
5	明石トーカロ球場	明石市	平日 3,300円/1h、土日・祝 4,100円/1h					
6	豊岡こうのとり球場	豊岡市	午前6時～8時 1,400円、午前8時半～正午 2,900円 午後1時～7時半 1,700円、午後7時半～9時半 1,700円 ※夜間照明 3,100円/1h					
7	ReFillスタジアム	淡路市	平日 1,300円/1h、土日・祝 3,500円/1h ※夜間照明 5,000円/1h					
8	アラジンスタジアム加西	加西市	2,200円/1h ※夜間照明 2,100円/1h					
9	春日スタジアム (ブルーベリースタジアム丹波)	丹波市	1,430円/1h (市外の方は、2,860円/1h) ※夜間照明 2,200円/0.5h					

■公認 4種陸上競技場

	競技場名	市町名	使用料			
			午前	午後	午前・午後	
本市	赤穂城南緑地陸上競技場	赤穂市	1,500円	2,000円	3,500円	土
			(個人) 一般 入場1回につき150円 ※学生は70円			
1	高砂市陸上競技場	高砂市	6,800円	6,800円	時間外:2,040円	土
			(個人) 一般 100円/2h 学生 50円/2h			
2	明石市陸上競技場	明石市	(専用)平日・土日祝日 3,900円/1h			全天候
			(個人) 1人1回につき半日 200円			
3	太子町陸上競技場	太子町	(専用) 2,000円/1h、全日 16,000円			全天候
			(個人) 一般 200円/1h 学生 100円/1h			
4	姫路市陸上競技場	姫路市	9時～17時 1,900円/1h 時間外 2,850円/1h ※土日祝日は2割増 ※時間外の使用は5割増 ※市外の人が使用する場合は5割増 ※アマチュアスポーツ以外での使用は20割増			全天候
5	豊岡市陸上競技場	豊岡市	(専用) 午前6時～8時 1,300円 午前8時半～正午 2,900円 午後1時～5時 3,700円 午後5時半～7時半 1,600円			全天候
			(個人) 一般 日額200円 学生(中・高生) 日額100円			
6	尼崎市陸上競技場	尼崎市	(専用) 平日 5,400円/1h 日・祝 6,480円/1h ※夜間照明 全点灯 5,500円/0.5h			全天候
			(個人) 一般 100円/1h 学生 50円/1h ※夜間照明 150円/0.5h			
7	加古川市陸上競技場(サブ)	加古川市	(専用) 午前9時～12時 2,100円 午後13時～17時 2,800円 午後18時～21時 2,100円 ※夜間照明 1,000円/1h			

(4) 海浜スポーツセンター

ア 使用状況

単位：件、人

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全面	件数	140	154	116	116	176	198	190
	うち有料件数（市内）	25	24	38	24	53	61	56
	有料割合（％）	17.9%	15.6%	32.8%	20.7%	30.1%	30.8%	29.5%
	うち有料件数（市外）	52	53	33	37	71	56	65
	有料割合（％）	37.1%	34.4%	28.4%	31.9%	40.3%	28.3%	34.2%
	人数	16,888	16,826	11,464	10,447	20,169	22,030	23,304
一般用サッカークート	件数	198	202	240	299	230	206	196
	うち有料件数（市内）	7	37	79	83	60	15	7
	有料割合（％）	3.5%	18.3%	32.9%	27.8%	26.1%	7.3%	3.6%
	うち有料件数（市外）	21	18	7	13	6	9	10
	有料割合（％）	10.6%	8.9%	2.9%	4.3%	2.6%	4.4%	5.1%
	人数	9,249	9,209	8,862	11,988	8,190	8,040	12,339
少年用サッカークート	件数	297	288	261	240	246	356	423
	うち有料件数（市内）	189	157	112	157	188	150	184
	有料割合（％）	63.6%	54.5%	42.9%	65.4%	76.4%	42.1%	43.5%
	うち有料件数（市外）	28	14	8	3	4	18	21
	有料割合（％）	9.4%	4.9%	3.1%	1.3%	1.6%	5.1%	5.0%
	人数	9,697	9,448	7,021	6,453	6,784	9,476	12,843
フットサルコート	件数	454	382	484	496	511	572	605
	うち有料件数（市内）	405	284	345	309	289	224	239
	有料割合（％）	89.2%	74.3%	71.3%	62.3%	56.6%	39.2%	39.5%
	うち有料件数（市外）	13	14	29	28	25	81	47
	有料割合（％）	2.9%	3.7%	6.0%	5.6%	4.9%	14.2%	7.8%
	人数	9,638	7,413	6,571	8,104	9,702	10,409	14,756
合計	件数	1,089	1,026	1,101	1,151	1,163	1,332	1,414
	うち有料件数（市内）	626	502	574	573	590	450	486
	有料割合（％）	57.5%	48.9%	52.1%	49.8%	50.7%	33.8%	34.4%
	うち有料件数（市外）	114	99	77	81	106	164	143
	有料割合（％）	10.5%	9.6%	7.0%	7.0%	9.1%	12.3%	10.1%
	人数	45,472	42,896	33,918	36,992	44,845	49,955	63,242

イ 現行使用料（条例関係部分抜粋） H27.5.9～

（基本使用料）

施設名		基本使用料（1時間当たり）	
		昼間 (9:00～18:00)	夜間 (18:00～22:00)
人工芝多 目的グラ ウンド	全面	3,000円	6,000円
	一般用サッカーコート	2,000円	4,000円
	少年用サッカーコート（1面）	1,000円	3,000円
	フットサルコート（3面）	1,500円	3,000円
	フットサルコート（2面）	1,000円	2,500円
	フットサルコート（1面）	500円	2,000円
休憩棟		無料	

（使用区分ごとの倍率）

使用区分				基本使用 料に乗じ る倍率
市内居住 者が使用 する場合	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しな い場合	スポーツを目的とし て使用する場合	1.0倍
			スポーツ以外の目的 で使用する場合	2.0倍
		入場料等を徴収する場合		5.0倍
	営利を目的として使用する場合			10.0倍
市内居住 者以外の 者が使用 する場合	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しな い場合	スポーツを目的とし て使用する場合	1.5倍
			スポーツ以外の目的 で使用する場合	3.0倍
		入場料等を徴収する場合		7.5倍
	営利を目的として使用する場合			15.0倍

備考

- 1 海浜スポーツセンターの使用料は、基本使用料に使用区分ごとの倍率を乗じて得た額とする。
- 2 この表において市内居住者とは、市内に住所を有する者（法人又は団体の所在地が市内にあるものを含む。）をいう。
- 3 上郡町及び備前市に住所を有する者は、市内居住者とみなす。
- 4 入会金、月会費、参加費等を徴収し、その収入を代表者等の生計費としている団体等が使用する場合は、営利を目的として使用するものとみなす。

赤穂海浜スポーツセンター及び播磨光都サッカー場 使用料比較

【平日料金】

赤穂海浜スポーツセンター		
利用区分	時間帯	市内居住者 基本料金
全面 (少年用サッカーコート3個分)	昼間 (9:00～18:00)	3,000
	夜間 (18:00～22:00)	6,000
一般用 サッカーコート	昼間 (9:00～18:00)	2,000
	夜間 (18:00～22:00)	4,000
少年用 サッカーコート (1面)	昼間 (9:00～18:00)	1,000
	夜間 (18:00～22:00)	3,000
フットサルコート (3面)	昼間 (9:00～18:00)	1,500
	夜間 (18:00～22:00)	3,000
フットサルコート (2面)	昼間 (9:00～18:00)	1,000
	夜間 (18:00～22:00)	2,500
フットサルコート (1面)	昼間 (9:00～18:00)	500
	夜間 (18:00～22:00)	2,000

播磨光都サッカー場		
利用区分	時間帯	圏域内居住者 基本料金
第2サッカー場	昼間	3,000
	夜間	6,000
第1サッカー場	昼間	2,000
	夜間	
	昼間	
	夜間	
多目的グラウンド (3面セット)	昼間	1,500
	夜間	4,000
	昼間	
	夜間	
	昼間	
	夜間	

【平日以外料金】

赤穂海浜スポーツセンター		
利用区分	時間帯	市内居住者 基本料金
全面 (少年用サッカーコート3個分)	昼間 (9:00～18:00)	3,000
	夜間 (18:00～22:00)	6,000
一般用 サッカーコート	昼間 (9:00～18:00)	2,000
	夜間 (18:00～22:00)	4,000
少年用 サッカーコート (1面)	昼間 (9:00～18:00)	1,000
	夜間 (18:00～22:00)	3,000
フットサルコート (3面)	昼間 (9:00～18:00)	1,500
	夜間 (18:00～22:00)	3,000
フットサルコート (2面)	昼間 (9:00～18:00)	1,000
	夜間 (18:00～22:00)	2,500
フットサルコート (1面)	昼間 (9:00～18:00)	500
	夜間 (18:00～22:00)	2,000

播磨光都サッカー場		
利用区分	時間帯	圏域内居住者 基本料金
第2サッカー場	昼間	4,000
	夜間	7,000
第1サッカー場	昼間	2,500
	夜間	
	昼間	
	夜間	
多目的グラウンド (3面セット)	昼間	2,000
	夜間	4,500
	昼間	
	夜間	
	昼間	
	夜間	

【播磨光都サッカー場】

- ・平成27年に料金改正、現在に至る。
- ・令和8年に料金改正予定である。

(5) 加里屋まちづくり会館

ア 使用状況

単位：件、人

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
多目的室1	件数	699	606	340	417	577	581	565
	うち有料件数	668	585	338	416	571	573	556
	有料割合	95.6%	96.5%	99.4%	99.8%	99.0%	98.6%	98.4%
	人数	21,646	17,784	4,730	6,383	10,934	11,432	11,426
多目的室2	件数	200	209	103	159	198	178	179
	うち有料件数	196	204	100	155	194	177	174
	有料割合	98.0%	97.6%	97.1%	97.5%	98.0%	99.4%	97.2%
	人数	1,354	1,410	530	719	920	819	772
会議室1	件数	417	395	337	403	380	427	343
	うち有料件数	396	380	331	397	373	419	337
	有料割合	95.0%	96.2%	98.2%	98.5%	98.2%	98.1%	98.3%
	人数	2,202	1,980	1,200	1,517	1,551	1,703	1,589
会議室2	件数	558	522	456	534	553	591	498
	うち有料件数	555	518	456	534	552	590	498
	有料割合	99.5%	99.2%	100.0%	100.0%	99.8%	99.8%	100.0%
	人数	2,727	2,737	2,209	2,395	2,534	2,554	2,411
合計	件数	1,874	1,732	1,236	1,513	1,708	1,777	1,585
	うち有料件数	1,815	1,687	1,225	1,502	1,690	1,759	1,565
	有料割合	96.9%	97.4%	99.1%	99.3%	98.9%	99.0%	98.7%
	人数	27,929	23,911	8,669	11,014	15,939	16,508	16,198

イ 現行使用料（条例関係部分抜粋）H16.4.1～

室名 \ 使用時間	基本利用料金		
	午前 自 午前9時 至 正午	午後 自 午後1時 至 午後5時	夜間 自 午後6時 至 午後10時
多目的室1	1,500円	2,000円	2,000円
多目的室2	150円	200円	200円
会議室1	150円	200円	200円
会議室2	150円	200円	200円

付記

- 1 使用者が、営利を目的として使用する場合は、当該基本利用料金に5割の額を加算する。
ただし、利用料金に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 冷暖房利用料金は、当該使用区分に係る基本利用料金に5割の額を加算する。ただし、利用料金に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 多目的室2については、常時開放する。ただし、使用者がある場合は、上記利用料金を徴収する。
- 4 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、それぞれ1時間当たりの算出料金を加算する。ただし、この場合、30分以上は1時間とみなす。

■他市町との比較

多目的室 1 (98.71 m²)

自治体	施設名	面積・定員	使用料	
相生市	ふるさと交流館	多目的ホール (80 名)	700 円/時	-
加西市	地域交流センター	集会室 (94 m ² ・60 名)	約 400 円/時	約 4.26 円/m ²
宍粟市	いちのびあ	ホール (242 m ² ・100 名)	約 1,150 円/時	約 4.75 円/m ²
洲本市	洲本市市民交流センター	会議室 A (84 m ² ・36 名)	約 600 円/時	約 7.14 円/m ²

多目的室 2 (31.18 m²)

会 議 室 1 (15.62 m²)

会 議 室 2 (17.99 m²)

自治体	施設名	面積・定員	使用料	
たつの市	東鷲崎駅地域交流施設	定員 (約 10 名)	500 円/時	-
相生市	ふるさと交流館	会議室 (12~20 名)	約 350 円/時	-
加西市	地域交流センター	会議室 (35 m ² ・20 名)	約 200 円/時	約 5.71 円/m ²
宍粟市	いちのびあ	会議室 1 (35 m ² ・12 名)	約 230 円/時	約 6.57 円/m ²
洲本市	定住・交流促進センター	小会議室 (21 m ²)	約 130 円/時	約 6.19 円/m ²

他市の同規模施設（一部延べ床面積不明のため未算入）の平均単価は 5.77 円/m²

2 施設とサービスの一体利用

(1) 葬儀施設等

ア 使用状況

(祭壇及び飾付具の使用)

単位：件

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
大祭壇	1	2	0	0	0	0	0
うち市外の件数	0	0	0	0	0	0	0
市外割合	0.0%	0.0%	—	—	—	—	—
中祭壇	2	2	0	0	0	1	1
うち市外の件数	0	0	0	0	0	0	0
市外割合	0.0%	0.0%	—	—	—	0.0%	0.0%
神式祭壇	0	0	0	0	0	1	0
うち市外の件数	0	0	0	0	0	0	0
市外割合	—	—	—	—	—	0.0%	—
合計	3	4	0	0	0	2	1
うち市外の件数	0	0	0	0	0	0	0
市外割合	0.0%	0.0%	—	—	—	0.0%	0.0%

(火葬の執行)

単位：件

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
大人	596	572	608	624	702	674	662
うち市外の件数	39	32	42	39	46	32	54
市外割合	6.5%	5.6%	6.9%	6.3%	6.6%	4.7%	8.2%
子供	1	0	0	2	0	0	1
うち市外の件数	0	0	0	1	0	0	0
市外割合	0.0%	—	—	50.0%	—	—	0.0%
死胎	6	4	8	3	3	4	6
うち市外の件数	1	1	0	1	0	0	0
市外割合	16.7%	25.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	603	576	616	629	705	678	669
うち市外の件数	40	33	42	41	46	32	54
市外割合	6.6%	5.7%	6.8%	6.5%	6.5%	4.7%	8.1%

(死体預かり)

単位：件

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
死体預り	1	1	0	0	0	0	0
うち市外の件数	0	0	0	0	0	0	0
市外割合	0.0%	0.0%	—	—	—	—	—

(産汚物の焼却)

単位：件

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
産汚物の焼却	19	16	13	17	11	14	5
うち市外の件数	10	4	7	5	2	5	2
市外割合	52.6%	25.0%	53.8%	29.4%	18.2%	35.7%	40.0%

(動物の焼却)

単位：件

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
動物の焼却	535	493	494	499	497	493	504
うち市外の件数	156	150	161	147	145	153	148
市外割合	29.2%	30.4%	32.6%	29.5%	29.2%	31.0%	29.4%

イ 現行使用料（条例関係部分抜粋）H21.4.1～

区分		使用料	
		本市の市民	本市の市民でない者
(1)祭壇及び飾付具の使用	大祭壇	12,000円	24,000円
	中祭壇	6,500円	13,000円
	神式祭壇	6,500円	13,000円
(2)火葬の執行	大人（満12歳以上）	8,000円	16,000円
	子供（満12歳未満）	4,000円	8,000円
	死胎（妊娠4箇月以上）	2,000円	4,000円
(3)産汚物の焼却（医療汚物を含む。）1件		2,000円	4,000円
(4)動物の焼却 1件		3,500円	7,000円
(5)死体預り 1体		3,000円	6,000円
(6)霊きゆう車の使用		市長が別に定める額	
(7)棺箱の支給		市長が別に定め、告示した額	

近隣市町における葬儀施設関係使用料等状況

1 市民

自治体名	一部事務組合 広域連合名	火葬場使用料										産汚物焼却料			動物焼却料			
		祭壇及び飾付具の使用			火葬の執行				死体預り	霊柩車	棺箱の支給		産汚物焼却料		収骨なし	収骨あり		
		大祭壇	中祭壇	神式祭壇	大人	小人(子供)	死胎児・ 死産児等	大人			子供	死胎	胞衣	医療 汚物				
赤穂市		12,000	6,500	6,500	12歳以上 8,000	12歳未満 4,000	死胎 (4か月以上) 2,000	3,000	17,800	17,100	11,500	死胎(4か月未満) 産汚物(医療汚物含む) 2,000	3,500	3,500				
姫路市		式場(24時間以内) 36,000 ※24時間を超える1時間につき 2,600			12歳以上 12,000	1歳以上 12歳未満 6,000	1歳未満 死胎 2,400	民生案件の み(料金は 免除)	12,000 (姫路市内に 限る)	業者対応	業者対応	汚物その他 20kg未満のもの 3,000 20kg以上のもの 6,000	20kg未満 3,000 20kg以上 6,000					
相生市		10,500	6,300		12歳以上 20,000	12歳未満 10,000	死産児 (12週以上) 1歳未満 3,000	2,000	16,300	180cm以下 13,750 180cm以上 18,300	大 9,900 中 8,800 小 7,700	胞衣・産褥・医 療汚物 2,000	小型犬、 猫等 3,000 大型犬等 5,000					
太子町	揖龍保健衛生 事務組合			14,400	12歳以上 18,000	12歳未満 9,000	死胎児 (4か月以上) 4,500	5,000	12,000 ※葬儀場への 遺体搬送があ る場合24,000	ラワン棺 8,600 布貼棺 13,400	ラワン棺 5,000	胞衣物、身体 の一部 4,500	3,000					
たつの市 (新宮町)	播磨高原広域 事務組合			10,000	12歳以上 (霊柩車 使用含む) 30,000	12歳未満 (霊柩車 使用含む) 20,000	死胎児 (4か月以上) 5,000	5,000	無料(火葬料 金に含む)	13,000	6,000	胞衣、医療汚物 5,000	5,000					
上郡町																		
佐用町																		
中央市			無料 (火葬料金に含む)		14歳以上 22,000	1歳以上 14歳未満 12,000	1歳未満 死産児 9,500	実施してい ない	業者対応	業者対応	業者対応	胞衣、産褥汚物 医療汚物 2,000	20kg未満 4,000 20kg以上 5,000	9,000				
<参考>																		
備前市			無料		12歳以上 12,000	12歳未満 10,000	死産児 (4か月以上) 7,000	無料	無料	業者対応		手術肢体、胎 盤、産汚物類 3,300	業者対応				業者対応	

近隣市町における葬儀施設関係使用料等状況

2 市外

自治体名		一部事務組合 広域連合名	火葬場使用料										産汚物焼却料			動物焼却料	
			祭壇及び飾付具の使用			火葬の執行			死体預り	霊柩車	棺箱の支給		産汚物焼却料				
			大祭壇	中祭壇	神式祭壇	大人	小人(子供)	死胎児・ 死産児等			大人	子供	死胎	胞衣	医療 汚物	収骨なし	収骨あり
赤穂市			24,000	13,000	13,000	12歳以上 16,000	12歳未満 8,000	死胎 (4か月以上) 4,000	6,000	35,600	17,100	11,500	死胎(4か月未満) 産汚物(医療汚物含む) 4,000		7,000	7,000	
姫路市			式場(24時間以内) 72,000 ※24時間を超える1時間につき 5,200			12歳以上 72,000	1歳以上 12歳未満 36,000	1歳未満 死胎 14,400	民生案件の み(料金は 免除)	12,000 (姫路市内に 限る)	業者対応	業者対応	汚物その他 20kg未満のもの 18,000 20kg以上のもの 36,000		20kg未満 18,000 20kg以上 36,000		
相生市			21,000	12,600		12歳以上 40,000	12歳未満 20,000	死産児 (12週以上) 1歳未満 6,000	4,000	32,600	180cm以下 27,500 180cm以上 36,600	大 19,800 中 17,600 小 15,400	胞衣・産褥・医 療汚物 4,000		小型犬、 猫等 6,000 大型犬等 10,000		
太子町	揖龍保健衛生 事務組合		28,800			12歳以上 54,000	12歳未満 27,000	死胎児 (4か月以上) 13,500	15,000	12,000 ※葬儀場への 遺体搬送があ る場合24,000	ラワン棺 8,600 布貼棺 13,400	ラワン棺 5,000	胞衣物、身体 の一部 13,500		9,000		
たつの市 (新宮町)			20,000			12歳以上 (霊柩車 使用含む) 60,000	12歳未満 (霊柩車 使用含む) 40,000	死胎児 (4か月以上) 10,000	10,000	無料(火葬料 金に含む)	26,000	12,000	胞衣、医療汚物 10,000		10,000		
上郡町	播磨高原広域 事務組合		無料 (火葬料金に含む)			14歳以上 66,000	1歳以上 14歳未満 36,000	1歳未満 死産児 28,500	実施してい ない	業者対応	業者対応	業者対応	胞衣、産褥汚物 医療汚物 6,000		20kg未満 12,000 20kg以上 15,000	27,000	
佐用町						12歳以上 65,000	12歳未満 45,000	死産児 (4か月以上) 30,000	24時間 8,250 超過1時間 350	利用不可	業者対応	業者対応	手術肢体、胎 盤、産汚物類 16,500			業者対応	
備前市			利用不可			12歳以上 65,000	12歳未満 45,000	死産児 (4か月以上) 30,000	24時間 8,250 超過1時間 350	利用不可	業者対応	業者対応	手術肢体、胎 盤、産汚物類 16,500			業者対応	

＜参考＞

<参考>

兵庫県下における葬儀施設関係使用料等状況

1 市民

管轄県事務所	自治体名	一部事務組合 広域連合名	火葬の執行			産汚物焼却料			動物焼却料	
			大人	小人(子供)	死胎児・ 死産児等	死胎	胞衣	医療汚物	収骨なし	収骨あり
神戸 県民センター	神戸市		10歳以上 12,000	10歳未満 6,000	死産児 2,400		胞衣、産褥 1kgにつき 1,800			
阪神南 県民センター	尼崎市		12歳以上 13,200 (R7.7.1~) 15,800	12歳未満 6,600 (R7.7.1~) 7,900	死胎 (4か月以上) 3,300 (R7.7.1~) 3,950		胞衣、産汚物又は人体 の一部 1,500 (R7.7.1~) 1,800			
	西宮市		12歳以上 10,000 (R7.7.1~) 12,000	12歳以上 5,000 (R7.7.1~) 6,000	胎児等 2,500					
	芦屋市		10歳以上 20,000	10歳未満 10,000	死産児 5,000		人体の一部 5,000		無料	
阪神北県民局	伊丹市		12歳以上 10,000	12歳未満 5,000	死胎 (4か月以上) 800		胞衣、医療汚物 800		大型成犬 3,500 (持込2,000) その他の犬 3,000 (持込2,000) 猫、その他 2,000 (持込1,000)	
	宝塚市		12歳以上 10,000	12歳未満 5,000	死産児 4,000		人体の一部 4,000			
	川西市		12歳以上 10,000	12歳未満 5,000	死産 2,500		人体の一部 2,500		2,180	
	三田市		12歳以上 22,000 (R8.4.1~) 17,000	12歳未満 無料	死産児 無料				愛玩動物 3,000	
	猪名川町		12歳以上 12,000	12歳未満 10,000	死産 (4か月以上) 6,000		2,500	4,000		
東播磨県民局	明石市		12歳以上 12,000	12歳未満 6,000	死産児 3,000		人体の一部 3,000			
	加古川市		12歳以上 無料	12歳未満 無料	死産児 無料		胞衣、手術肢体 1,000		1kg未満 1,000 1kg以上20kg未満 2,000 20kg以上40kg未満 4,000 40kg以上 6,000	
	高砂市		12歳以上 無料	12歳未満 無料	死胎 (4か月以上) 無料		胞衣、産汚物 医療汚物(持込み) 2,000		20kg未満 持込 2,000 収集 4,000 20kg以上 持込 4,000 収集 6,000	
	稲美町	加古郡衛生事 務組合	12歳以上 無料	12歳未満 無料	死産児 無料			手術肢体 無料		
	播磨町									
北播磨県民局	多可町	西脇多可行政 事務組合	12歳以上 22,000	12歳未満 11,000	死胎 (4か月以上) 2,200		胞衣物等 2,100		20kg未満 5,250	20kg未満 10,500 20kg以上 15,750
	西脇市									
	三木市		12歳以上 12,000	12歳未満 7,500	1歳未満 4,500 死胎 3,600		胞衣、産汚 物 3,000	人体の一部 1,500	3,150	7,500
	小野市	小野加東広域 事務組合	12歳以上 20,000	1歳以上 12歳未満 15,000	1歳未満 死産児 8,000		胞衣産褥 身体の一部等 5,000		5,000	
	加東市									
	加西市		12歳以上 20,000	12歳未満 12,000	死産児 6,000		汚物 5,000		5,000	

管轄県事務所	自治体名	一部事務組合 広域連合名	火葬の執行			産汚物焼却料			動物焼却料	
			大人	小人(子供)	死胎児・ 死産児等	死胎	胞衣	医療汚物	収骨なし	収骨あり
中播磨 県民センター	姫路市		12歳以上 12,000	1歳以上 12歳未満 6,000	1歳未満 死胎 2,400	汚物その他 20kg未満のもの 3,000 20kg以上のもの 6,000			20kg未満 3,000 20kg以上 6,000	
	姫路市 (香寺町)	姫路福岡斎苑 施設事務組合	12歳以上 20,000	12歳未満 15,000	死胎 (4か月以上) 1歳未満 10,000				20kg未満 5,000 20kg以上 10,000	
	福岡町									
	市川町	中播北部行政 事務組合	10歳以上 10,000	妊娠4か月 の胎児以上 5,000	汚物・焼骨 その他 2,500				20kg未満 3,000 20kg以上 5,000	
	神河町									
西播磨県民局	相生市		12歳以上 20,000	12歳未満 10,000	死産児 (12週以上) 1歳未満 3,000		胞衣・産褥・医療汚物 2,000		小型犬、猫等 3,000 大型犬等 5,000	
	赤穂市		12歳以上 8,000	12歳未満 4,000	死胎 (4か月以上) 2,000	死胎(4か月未満) 産汚物(医療汚物含む) 2,000			3,500	3,500
	太子町	揖龍保健衛生 事務組合	12歳以上 18,000	12歳未満 9,000	死胎児 (4か月以上) 4,500		胞衣物、身体の一部 4,500		3,000	
	たつの市									
	たつの市 (新宮町)	播磨高原広域 事務組合	12歳以上 (霊柩車 使用含む) 30,000	12歳未満 (霊柩車 使用含む) 20,000	死胎児 (4か月以上) 5,000		胞衣、医療汚物 5,000		5,000	
	上郡町									
	佐用町									
	宍粟市		14歳以上 22,000	1歳以上 14歳未満 12,000	1歳未満 死産児 9,500		胞衣、産褥汚物 医療汚物 2,000		20kg未満 4,000 20kg以上 5,000	9,000
但馬県民局	豊岡市		12歳以上 18,000	12歳未満 13,500	乳児 死産児 (12週以上) 9,000		胞衣産褥汚物 医療汚物 3,500			
	養父市		12歳以上 25,000	12歳未満 20,000	死胎児 (4か月以上) 10,000		身体の一部、衣物等 (10kg当り) 7,000		5kg未満 3,500 5kg以上10kg未満 5,000 10kg以上20kg未満 7,500 20kg以上 10,000	5kg未満 7,000 5kg以上10kg未満 10,000 10kg以上20kg未満 15,000 20kg以上 20,000
	朝来市		12歳以上 21,000	12歳未満 14,000	死胎児 (4か月以上) 7,000		身体の一部 3,500		20kg未満 3,500 20kg以上 7,000	20kg未満 7,000 20kg以上 14,000
	香美町		15歳以上 17,000	15歳未満 13,000	死産児 乳児 (2歳未満) 11,000		胞衣、産褥、医療汚物 11,000			
	新温泉町		12歳以上 40,000	12歳未満 24,000	死胎 (4か月以上) 16,000		胞衣 産褥汚物 12,000			
	丹波県民局	丹波篠山市		12歳以上 20,000	12歳未満 10,000	死胎 (4か月以上) 5,000		身体の一部、胞衣物等 5,000		5,000
丹波市			12歳以上 20,000	12歳未満 10,000			身体の一部、胞衣 5,230		5,230	5,230
淡路県民局	洲本市		12歳以上 15,000	12歳未満 7,500	胎児 死産児 4,500		胞衣、産褥、 死体湯かん、人体の一 部 3,000			
	南あわじ市		12歳以上 13,000	12歳未満 8,000	死産児 (月齢等制限 なし) 5,000			身体の一部 5,000	持込 2,200 集荷 3,850	
	淡路市		12歳以上 10,000	1歳以上 12歳未満 5,000	1歳未満 死産児 3,000		胞衣、産褥、 死体湯かん、汚物等 2,000			
<参考>										
近隣	備前市		12歳以上 12,000	12歳未満 10,000	死産児 (4か月以上) 7,000		手術肢体、胎盤、産汚 物類 3,300			

兵庫県下における葬儀施設関係使用料等状況

2 市外

管轄県事務所	自治体名	一部事務組合 広域連合名	火葬の執行			産汚物焼却料			動物焼却料	
			大人	小人(子供)	死胎児・ 死産児等	死胎	胞衣	医療汚物	収骨なし	収骨あり
神戸 県民センター	神戸市		10歳以上 42,000	10歳未満 21,000	死産児 8,400		胞衣、産褥 1kgにつき 3,600			
	尼崎市		12歳以上 52,800 (R7.7.1～) 63,200	12歳未満 26,400 (R7.7.1～) 31,600	死胎 (4か月以上) 13,200 (R7.7.1～) 15,800		胞衣、産汚物又は人体の 一部 6,000 (R7.7.1～) 7,200			
	西宮市		12歳以上 30,000 (R7.7.1～) 48,000	12歳以上 15,000 (R7.7.1～) 24,000	胎児等 7,500 (R7.7.1～) 12,000					
阪神南 県民センター	芦屋市		10歳以上 40,000	10歳未満 20,000	死産児 10,000		人体の一部 10,000			
	伊丹市		12歳以上 40,000	12歳未満 20,000	死胎 (4か月以上) 3,200		胞衣、医療汚物 3,200			
	宝塚市		12歳以上 40,000	12歳未満 20,000	死産児 16,000		人体の一部 16,000			
	川西市		12歳以上 40,000	12歳未満 20,000	死産 5,000		人体の一部 5,000			
	三田市		12歳以上 44,000 (R8.4.1～) 51,000	12歳未満 22,000 (R8.4.1～) 25,500	死産児 11,000 (R8.4.1～) 12,750					
阪神北県民局	猪名川町		12歳以上 48,000	12歳未満 40,000	死産 (4か月以上) 24,000					
	明石市		12歳以上 50,000	12歳未満 25,000	死産児 15,000		人体の一部 15,000			
	加古川市		12歳以上 30,000	12歳未満 15,000	死産児 5,000		胞衣、手術肢体 2,000	1kg未満 2,000 1kg以上20kg未満 4,000 20kg以上40kg未満 8,000 40kg以上 12,000		
	高砂市		12歳以上 30,000	12歳未満 15,000	死胎 (4か月以上) 5,000		胞衣、産汚物 医療汚物(持込み) 4,000	20kg未満 持込 4,000 20kg以上 持込 8,000		
	稲美町 播磨町	加古郡衛生事 務組合	12歳以上 30,000	12歳未満 15,000	死産児 5,000		手術肢体 2,000			
東播磨県民局	多可町	西脇多可行政 事務組合	12歳以上 44,000	12歳未満 22,000	死胎 (4か月以上) 4,400				20kg未満 10,500	20kg未満 21,000 20kg以上 31,500
	西脇市									
	三木市		12歳以上 36,000	12歳未満 22,500	1歳未満 13,500 死胎 10,800		胞衣、産汚 物 9,000	人体の一部 4,500		
	小野市	小野加東広域 事務組合	12歳以上 40,000	1歳以上 12歳未満 30,000	1歳未満 死産児 16,000		胞衣産褥 身体の一部等 10,000		10,000	
	加東市									
	加西市		12歳以上 60,000	12歳未満 36,000	死産児 18,000				15,000	
北播磨県民局										

管轄県事務所	自治体名	一部事務組合 広域連合名	火葬の執行			産汚物焼却料			動物焼却料	
			大人	小人(子供)	死胎児・ 死産児等	死胎	胞衣	医療汚物	収骨なし	収骨あり
中播磨 県民センター	姫路市		12歳以上 72,000	1歳以上 12歳未満 36,000	1歳未満 死胎 14,400	汚物その他 20kg未満のもの 18,000 20kg以上のもの 36,000			20kg未満 18,000 20kg以上 36,000	
	姫路市 (香寺町)	姫路福岡斎苑 施設事務組合	12歳以上 60,000	12歳未満 45,000	死胎 (4か月以上) 1歳未満 30,000				20kg未満 15,000 20kg以上 30,000	
	福崎町									
	市川町	中播北部行政 事務組合	10歳以上 60,000	妊娠4か月の 胎児以上 30,000	汚物・焼骨 その他 (20kg未満) 7,500 (20kg以上) 12,500				20kg未満 9,000 20kg以上 15,000	
	神河町									
西播磨県民局	相生市		12歳以上 40,000	12歳未満 20,000	死産児 (12週以上) 1歳未満 6,000		胞衣・産褥・医療汚物 4,000	小型犬、猫等 6,000 大型犬等 10,000		
	赤穂市		12歳以上 16,000	12歳未満 8,000	死胎 (4か月以上) 4,000	死胎(4か月未満) 産汚物(医療汚物含む) 4,000		7,000	7,000	
	太子町	揖龍保健衛生 事務組合	12歳以上 54,000	12歳未満 27,000	死胎児 (4か月以上) 13,500		胞衣物、身体の一部 13,500	9,000		
	たつの市									
	たつの市 (新宮町)	播磨高原広域 事務組合	12歳以上 (霊柩車 使用含む) 60,000	12歳未満 (霊柩車 使用含む) 40,000	死胎児 (4か月以上) 10,000		胞衣、医療汚物 10,000	10,000		
	上郡町									
	佐用町									
宍粟市		14歳以上 66,000	1歳以上 14歳未満 36,000	1歳未満 死産児 28,500		胞衣、産褥汚物 医療汚物 6,000	20kg未満 12,000 20kg以上 15,000	27,000		
但馬県民局	豊岡市		12歳以上 36,000	12歳未満 27,000	乳児 死産児 (12週以上) 18,000		胞衣産褥汚物 医療汚物 7,000			
	養父市		12歳以上 50,000	12歳未満 40,000	死胎児 (4か月以上) 20,000		身体の一部、衣物等 (10kg当り) 14,000	5kg未満 7,000 5kg以上10kg未満 10,000 10kg以上20kg未満 15,000 20kg以上 20,000	5kg未満 14,000 5kg以上10kg未満 20,000 10kg以上20kg未満 30,000 20kg以上 40,000	
	朝来市		12歳以上 42,000	12歳未満 28,000	死胎児 (4か月以上) 14,000		身体の一部 7,000	20kg未満 7,000 20kg以上 14,000	20kg未満 14,000 20kg以上 28,000	
	香美町		15歳以上 34,000	15歳未満 26,000	死産児 乳児 (2歳未満) 22,000		胞衣、産褥、医療汚物 22,000			
	新温泉町		12歳以上 60,000	12歳未満 36,000	死胎 (4か月以上) 24,000		胞衣 産褥汚物 18,000			
丹波県民局	丹波篠山市		12歳以上 60,000	12歳未満 30,000	死胎 (4か月以上) 15,000		身体の一部、胞衣物等 15,000	15,000		
	丹波市		12歳以上 60,000	12歳未満 30,000			身体の一部、胞衣 10,470	10,470	10,470	
	洲本市		12歳以上 40,000	12歳未満 20,000	胎児 死産児 10,000		胞衣、産褥、 死体湯かん、人体の一部 8,000			
淡路県民局	南あわじ市		12歳以上 26,000	12歳未満 15,000	死産児 (月齢等 制限なし) 8,000			身体の一部 5,000		
	淡路市		12歳以上 25,000	1歳以上 12歳未満 13,000	1歳未満 死産児 8,000		胞衣、産褥、 死体湯かん、汚物等 6,000			
<参考>										
近隣	備前市		12歳以上 65,000	12歳未満 45,000	死産児 (4か月以上) 30,000		手術肢体、胎盤、産汚物 類 16,500			

IV 物価の推移

指数：平成17年＝100

年 物価指数	消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）			
	全国		兵庫県（神戸市）	
	指数	前年比	指数	前年比
平成17年（2005年）	100.0		100.0	
平成18年（2006年）	100.1	0.1%	99.7	-0.3%
平成19年（2007年）	100.1	0.0%	99.7	0.0%
平成20年（2008年）	101.6	1.5%	100.8	1.1%
平成21年（2009年）	100.3	-1.3%	99.8	-1.0%
平成22年（2010年）	99.3	-1.0%	98.9	-0.9%
平成23年（2011年）	99.0	-0.3%	98.7	-0.2%
平成24年（2012年）	98.9	-0.1%	98.6	-0.1%
平成25年（2013年）	99.3	0.4%	98.9	0.3%
平成26年（2014年）	101.9	2.6%	101.2	2.3%
平成27年（2015年）	102.4	0.5%	101.9	0.7%
平成28年（2016年）	102.1	-0.3%	102.1	0.2%
平成29年（2017年）	102.6	0.5%	102.3	0.2%
平成30年（2018年）	103.5	0.9%	102.8	0.5%
令和元年（2019年）	104.1	0.6%	103.7	0.9%
令和2年（2020年）	103.9	-0.2%	104.3	0.6%
令和3年（2021年）	103.7	-0.2%	103.6	-0.7%
令和4年（2022年）	106.0	2.3%	105.4	1.8%
令和5年（2023年）	109.1	3.1%	108.6	3.2%
令和6年（2024年）	111.6	2.5%	111.3	2.7%

参考：消費者物価指数（総務省統計局、兵庫県企画部統計課）

